# 枚方市文化芸術振興計画

〜文化芸術あふれる<br/>魅力あるひらかたの<br/>実現に向けて〜

平成 29 年 3 月 枚 方 市

### はじめに

枚方市は、京都、大阪、奈良のほぼ中間に位置し、戦後、東洋一といわれた香里団地の誕生などにより、40万人を超える大阪府下で4番目の人口を有する都市へと飛躍的に発展を遂げてきました。現在では、市民合唱祭や人形劇フェスティバル、吹奏楽フェスティバルなど、様々なイベントが開催され、戦前、多くの芸術家を輩出した大阪美術学校跡地にある御殿山生涯学習美術センターでは、美術創作活動が盛んに行われるなど、市民の主体的な文化芸術活動が活発に展開され、それがまちの大きな特色となっています。

本市では、活発な市民の文化芸術活動を背景に、より多くの人にとって魅力があり、 住みたいと思っていただける「豊かで誇りあるまち」へと発展させるため、文化芸術 の持つ力を活用し、心の豊かさを実感できるような取り組みを進めていきたいと考え ています。

このたび、枚方市文化芸術振興条例の理念に基づき、同条例に定める基本施策を総合的に実施するため、「枚方市文化芸術振興計画」を策定いたしました。

本計画では、行政だけでなく、まちづくりの主役である市民や芸術家、事業者、団体等が連携して文化芸術の振興に取り組むことを大きな柱としています。

今後は、本計画に基づき、具体的な文化芸術施策や事業を展開し、誰もが文化芸術に親しむことができる機会を創出していくとともに、枚方らしい特色ある文化芸術を広く発信することで、まちへの愛着や誇りを育み、まちの魅力づくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました枚方市文化芸術振興審議会委 員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様に心からお礼申し上げ ます。

平成 29 年 3 月

枚方市長 伏見 隆

# 目 次

第 1	章 計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·1
1	計画策定の趣旨	. 1
2	文化芸術振興の担い手と計画の位置付け	2
	(1) 文化芸術振興の担い手	2
	(2) 計画の位置付け	4
第2	章 文化芸術を取り巻く状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.5
1	文化芸術に関する国・大阪府の動向	5
	(1)国の動向	
	(2) 大阪府の動向	
2	枚方市における文化芸術の現状と課題	
	(1)現状 ······	6
第3	章 目指すまちの姿と文化芸術振興の基本的な考え方	l1
1	目指すまちの姿	11
2	文化芸術振興の基本的な考え方	12
	(1)人が結びつく豊かな地域社会の実現に向けた文化芸術の振興	12
	(2)まちの魅力を創出し、まちへの愛着を深める文化芸術の振興	12
第 4	章 文化芸術振興施策	.3
1	施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
2	施策推進における基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
3	基本的な施策と取り組みの方向性	15
第5	章 計画の推進	28
	(1)計画の見直し	28
	(2) PDCA サイクルによる計画の進捗管理 ····································	

	<b>巻末資料</b> ····································
1	枚方市文化芸術振興審議会委員名簿30
2	<b>枚方市文化芸術振興審議会 開催経過</b> 31
3	<b>枚方市文化芸術振興条例</b> 32
4	· 文化芸術振興基本法 ····································
5	<b>劇場、音楽堂等の活性化に関する法律</b> 43

### 第1章 計画の概要

#### 1 計画策定の趣旨

私たちのまち枚方は、京都、大阪、奈良の中間に位置し、古くから豊かな文化を育んできました。古代には、百済王氏が移り住み、異国文化の彩りを添え、平安期には、渚院が和歌の舞台となり、江戸時代には、宿場町として賑わい、もてなしの文化が培われ、近代には、鉄道事業者により大阪美術学校が誘致され、多くの美術家を輩出してきました。戦後、ベッドタウンとして発展する中で、プロやアマチュアを問わず、市民による主体的な文化芸術活動が活発化し、市は、生涯学習施設の整備や文化事業の実施、市民活動の支援などを行い、市民とともに積極的に文化施策を展開してきました。また、五つの大学が所在し、学生が学び、暮らす学園都市を形成してきました。

このような背景のもと、枚方では、音楽をはじめ、演劇、美術など多彩な文化芸 術活動が長く継続され、まちの大きな特色となっています。

本市では、まちの特色である市民の活発な文化芸術活動を礎として、このまちを 舞台に、市民一人ひとりが文化芸術活動の主役として、喜びと誇り、愛着を感じら れるような文化芸術に満ちあふれたまちを築き上げるため、平成26年3月に「枚方 市文化芸術振興条例」を制定しました。

枚方市文化芸術振興計画は、文化芸術振興条例に規定する基本施策を総合的に実施するために策定し、本計画に基づき具体的な事業を推進することで、本市の文化芸術を振興し、喜びと活力にあふれ、いきいきとした魅力ある地域社会の実現を目指すものです。



### 2 文化芸術振興の担い手と計画の位置付け

#### (1) 文化芸術振興の担い手

文化芸術は、生活に喜びや生きがい、明日への希望を与え、また、自分らしさや個性、感情などを自由に表現できる寛容さがあります。

自ら表現(出演・発表)することによる達成感はもとより、一見受け身に見える文化芸術公演や展覧会を鑑賞することで得る感動も能動的・主体的な営みです。

そうした点から、市が一方的に文化芸術施策を実施し、他の主体がそれを享受するのではなく、市民、芸術家、事業者、大学、団体等が協力・連携しながら積極的に参画することが重要であると考えます。

そこで、本計画では、それぞれの主体の役割について、以下のとおり規定し、文化 芸術の振興へとつなげていきます。

#### ① 市民の役割

文化芸術活動(文化芸術を鑑賞し、参加し、創造し、発表・発信する活動をいう。 以下同じ。)の主役は市民であり、市民が積極的に文化芸術に関わり、主体的に文 化芸術活動を行うことがさらなる文化芸術の振興につながります。市民には、それ ぞれが文化芸術活動を通じて、互いに理解し、尊重し、交流を深め、その活動の発 展に努めることで文化芸術の振興における役割を果たすことが期待されます。

#### ② 芸術家の役割

芸術家は、自らが文化芸術活動を行うことにより、本市の文化芸術を牽引し、文化芸術の振興に大きく寄与しています。文化芸術は、地域における人々の交流を促進し、様々な分野に影響を及ぼす力を持っており、まちの活性化を図る上で大きな役割を果たします。芸術家は、自身の文化芸術活動がそれらの原動力となり得ることを理解し、その知識や技能の教授など専門性を生かした活動を行うなど、他者との関わりの中で文化芸術の振興における役割を果たすことが期待されます。

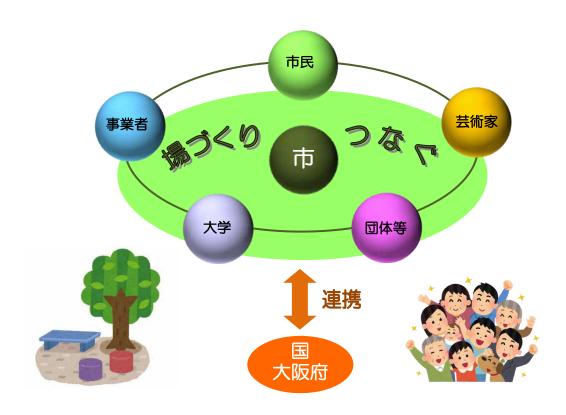
#### ③ 事業者、大学及び団体等の役割

事業者や大学、団体等(学校園や文化芸術団体などを含む。以下同じ。)も地域 社会の一員でまちづくりの主体です。事業者による企業メセナなどの文化芸術に関 する地域貢献活動などは、文化芸術の振興に寄与するものです。そこで、文化芸術 活動を行うものに対して、事業者、大学及び団体等が直接的または間接的な支援に 努めることで文化芸術の振興における役割を果たすことが期待されます。

### ④ 市の役割

市は、市民の文化芸術活動の裾野の拡大に取り組むなど文化芸術の振興を図るために、国や大阪府と連携し、本市の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を実施します。

また、市は、文化芸術活動を行うための場や機会を作り、市民、芸術家、事業者、 大学及び団体等をつなぐ役割を担うとともに、地域における人材や情報等の様々な 資源を活用し、文化芸術を生かしたまちづくりを進めていきます。



#### (2) 計画の位置付け

本計画は、枚方市文化芸術振興条例第7条に規定する基本施策を総合的に実施するため、同条例第8条の規定に基づき策定するものであり、上位計画である「第5次枚方市総合計画」と整合性を図り、枚方市生涯学習推進基本指針など関連する指針、計画や関係部署と連携を図りながら推進していきます。

### 第5次 枚方市総合計画

【目指すまちの姿】持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち枚方



文化芸術の振興はまちづくりの推進力の1つ

### 枚方市文化芸術振興計画

条例第7条(基本施策)を総合的に推進



- ・枚方市生涯学習推進基本指針
- ・枚方市教育振興基本計画
- ・枚方市子ども・子育て支援事業計画
- ・ひらかた高齢者保健福祉計画 21
- ・枚方市障害者計画
- ・その他関連計画

#### 第5次 枚方市総合計画

施策目標17 一人ひとりの成長を支え、豊かな心を育むまち

### 誰もが文化芸術やスポーツなどに親しみ、学び、感動できるまち

<取り組みの方向>(抜粋)

- ・あらゆる世代の人が身近なところで学ぶことができる機会の創出 を図り、その成果を地域で生かし、市民同士等がつながりを育め る環境づくりを進めます。
- ・まちの価値を高め、集客と賑わいを創出する文化芸術拠点施設と して総合文化施設を整備し、優れた文化芸術にふれる機会を提供 するとともに、多くの市民が文化芸術活動を行うことのできる環 境づくりを進めます。
- ・まちの魅力を創出し、まちへの愛着につながるよう、市民による 身近な文化芸術活動を促進するとともに、文化芸術に対する市民 の関心及び理解を深める取り組みを進めます。

### 第2章 文化芸術を取り巻く状況

#### 1 文化芸術に関する国・大阪府の動向

#### (1) 国の動向

国においては、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにし、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、平成13年に「文化芸術振興基本法」を施行しました。

また、同法第7条第1項の規定に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために定められる、文化芸術の振興に関する基本的な方針の第4次基本方針が平成27年5月に閣議決定されています。

この基本方針では、文化芸術資源で未来をつくり、文化芸術立国を目指すため、文化芸術振興の基本理念として、文化芸術振興の意義及び文化芸術振興に当たっての基本的視点を示した上で、重点的に取り組むべき施策の方向性(五つの重点戦略)と、基本的施策をそれぞれ定めています。五つの重点戦略は、1.文化芸術活動に対する効果的な支援 2.文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実 3.文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用 4.国内外の文化的多様性や相互理解の促進 5.文化芸術振興のための体制の整備となっています。

一方で、平成24年には心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際 社会の調和ある発展に寄与することを目的として、「劇場、音楽堂等の活性化に関 する法律」が施行されました。

この法律では、劇場・音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の 水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場・音楽堂等の事業、関係者 並びに国及び地方自治体の役割、基本的施策等を定めています。

### (2) 大阪府の動向

大阪府においては、「大阪府文化振興条例」の制定(平成17年4月施行)により、 府が文化振興に取り組む基本姿勢を明確にし、平成18年3月に同条例第6条に基づ き「おおさか文化プラン(第1次大阪府文化振興計画)」を策定し、文化施策を進 めてきました。

このような中、厳しい財政状況のもとで大阪の文化を創造的に飛躍させるため、 行政の役割をはじめ大阪の文化振興のあり方を改めて整理し、平成22年3月に「大 阪文化振興新戦略(第2次大阪府文化振興計画)」(計画期間:平成22年度~平成24年度)を策定しました。

平成25年3月には、「第3次大阪府文化振興計画」(計画期間:平成25年度~平成27年度)を策定し、専門家の知見を活用し、文化施策の評価等を行う「アーツカウンシル」の仕組みを構築し、大阪にふさわしい文化施策を展開してきました。

平成28年11月に策定した「第4次大阪府文化振興計画」においては、文化振興条例の趣旨を踏まえ、前計画(第3次大阪府文化振興計画)の理念を継承しつつ、「文化自由都市、大阪」の実現に向けて、「あらゆる人々が文化を享受できる都市」「大阪が誇る文化力を活用した魅力あふれる都市」「あらゆる人々が文化を通じていきいきと活動できる都市」の3つの基本理念を定め、大阪市と共通のビジョンのもと、文化施策の充実を図っていくものです。

なお、本計画のうち、都市魅力の推進に係る施策は、「大阪都市魅力創造戦略20 20」(平成28年11月策定)においても位置付けて、取り組むこととしています。

### 2 枚方市における文化芸術の現状と課題

#### (1) 現状

本市では、戦後4万人であった人口が、昭和30年代以降には倍増し、こうした人口の急激な増加に伴い、新たに移り住んだ若い世代を中心に文化・学習活動が活発に展開されてきたという背景があります。そのため、以下に示す本市の人口推移やその見通し、さらには文化芸術活動の現状を踏まえた上で、文化芸術の振興に関する諸課題を整理する必要があります。

#### ① 本市における人口の推移

本市の人口は、昭和60年以降、それまでの大幅な増加傾向から微増傾向となり、 平成21年度をピークにその後は減少に転じ、微減傾向が続いています。

年齢別性別人口表(平成 28 年 10 月 1 日現在)によると、65 歳以上の比率は 26.4%とすでに超高齢社会を迎えており、0~14 歳の比率は 13.2%となっています。

また、枚方市人口推計調査報告書(平成26年1月)によると、本市の将来推計人口は、平成25年から平成35年までに約1万4,400人の減少、平成55年までに約8万1,800人の減少が予想されています。加えて、65歳以上の比率は、今後も割合が増加することが見込まれています。一方で、0~14歳の比率については、今後さらに減少傾向が見込まれ、本市においても少子高齢化がさらに進行することが予想されています。

また、平成27年度の国勢調査によると、1世帯あたりの人員は、2.33人と年々減少傾向にあり、核家族化が進んでおり、その中でも高齢者のみの世帯となる一人暮らし世帯、夫婦のみの世帯ともに、大幅な増加傾向にあります。

#### ② 本市における文化芸術活動の状況

昭和24年に枚方遊園地(現ひらかたパーク)において、第1回総合文化祭が開催され、芝居や浄瑠璃の発表、日本画、洋画、陶芸などの出品、和歌や俳句の発表などが行われました。

昭和30年代以降、当時、東洋一といわれた香里団地などの建設による住民の増加を背景として、美術や音楽、演劇、舞踊などを楽しむ市民が増加し、こうした市民の文化芸術活動へのニーズの高まりを受け、昭和40年に市民会館本館を、昭和46年には市民会館大ホールを開館し、総合文化祭の会場にもなりました。

昭和49年には、枚方市文化協会が発足し、その活動は、現在の公益財団法人枚 方市文化国際財団に引き継がれています。

本市では、昭和57年の楠葉公民館(現楠葉生涯学習市民センター)の建設をは じめとして、地域での市民の自主的な文化芸術活動を支える生涯学習施設を順次整 備しました。

また、昭和55年には、大阪府内の公立ギャラリーとしては早い時期に市民ギャラリーを開設し、昭和62年には戦前、多くの美術家を輩出した大阪美術学校跡地に、全国的にも稀少な創作活動を中心とした施設として御殿山美術センター(現御殿山生涯学習美術センター)を開設しました。このほかにも、市内には、公益財団法人の美術館である天門美術館があり、故・池田遊子氏の作品などを公開しています。

市内9箇所の生涯学習市民センターは、市民にとって最も身近な文化芸術活動の場として活発に利用され、同施設の利用者は年間延べ人数で約72万人を数えるに至っています。

生涯学習市民センターと市民会館で活動している音楽や演劇、美術などの文化芸術分野の登録団体数は、約1,800団体で、その登録会員数は約2万4,00人に達しています。市内の美術施設(市民ギャラリー・ふれあいホール・くずはアートギャラリー)は、プロ・アマチュアの市民が絵画、写真、



創作活動風景(陶芸)

陶芸など多彩な分野での展覧会に利用されており、年間の入館者総数は延べ12万人を超えている状況です。

一方、公設合唱団の枚方市少年少女合唱団をは じめ、市内には約50団体1,500人を超える会員 を擁する合唱協会、34団体、1,000人を超える 会員を擁する吹奏楽協会、中学・高校の演劇部や 市内演劇団体で構成する演劇連絡会や人形劇連絡 会、舞踊の協会、三曲協会や工芸会など、様々な



分野で横断的な市民の文化芸術団体が組織されており、特に、都山流尺八の宗家 によって三曲合奏の普及がされたという歴史があります。



「ひらかた人形劇フェスティバル」は、枚方を代表す るイベントとして定着しているほか、中学・高校の吹奏 楽部や市民団体などが一堂に会する「ひらかた吹奏楽 フェスティバル」や約50団体1,500人が参加する大規 模な合唱祭である「ひらかた市民合唱祭」は、40年近

くにわたり開催され、日頃の練習の成果を発表する場となっています。

こうした状況からも身近な公的施設において市民の恒常的な文化芸術活動も定着 しているといえます。

また、市内には文化財など数多くの歴史遺産や、地域の伝統的な行事や祭りなど の文化資源が残されており、様々な分野において、これらの文化資源を活かした取 り組みも進められています。

市では、本市のまちの大きな特色となっている市民の活発な文化芸術活動や文化 芸術に対するニーズを背景に、平成26年3月に「枚方市文化芸術振興条例」を制 定しました。

本市の文化芸術を担う公益財団法人枚方市文化 国際財団では、同条例の基本理念、基本施策に 沿って、文化芸術の普及啓発事業や、子どもを対 象とした鑑賞事業、小学校や病院へのアウトリー 手事業などを展開しています。



小学校へのアウトリーチ

平成27年10月には、市民からの1億円の寄附金

を有効的に活用し、本市の美術施策のさらなる充実を図るため、枚方市植村猛アー ト基金を設立し、今後、新たな事業展開を検討しているところです。

今後も身近な市の施設である生涯学習市民センターを中心に市民の文化芸術活動 を支えていく考えです。

※ アウトリーチ:「手を伸ばすこと」という意味。公的機関、公共的文化施設などが行う、地域への出張 ナービス。例えば公共ホールがプロのアーティストを地域の学校や福祉施設に派遣してミニコンサートや体 験・参加型事業、レクチャーなどを行う活動。

#### (2)課題

本市の文化芸術を取り巻く経過と現状を踏まえ、市民を対象としたアンケート、文化芸術団体や学校への聞き取り調査などにより、次の7つの事項を課題と捉えました。

### <文化芸術を活かした世代間交流の促進>

少子高齢化がさらに進むことや核家族化、一人暮らしの家庭が増加することにより、身近で世代間の交流機会が少なくなるなど、人とのつながりが希薄になっていく傾向にあります。文化芸術の振興は、世代間の交流の促進などにもつながることから、様々な諸課題の解決策の一つとして期待されます。

#### <子どもが文化芸術に触れる機会の充実>

枚方市文化芸術振興条例策定に係るアンケート調査結果では、子どもの文化芸術体験については、9割近い方が重要であると答えています。

また、子どもの貧困が社会問題となる中、様々な問題を 抱えた家庭の子どもによっては、文化芸術に触れる機会を 持つことが難しい状況なども考えられることから、文化芸 術を等しく体験することのできる場が求められています。



子どものための体験のトビラ 「能楽堂で能を体験する」

#### <文化芸術団体の後継者問題>

近年、文化芸術団体において会員の高齢化が進んでおり、本市の特色である市民の活発な文化芸術活動を継続、発展させるためには、次の担い手を育てる取り組み や新たな文化芸術団体を増やす取り組みなどが課題となっています。

#### <拠点施設と地域の連携>

本市には、現在、文化芸術活動の拠点施設(市民会館)を中心に、地域の文化芸術活動を支える施設として、市内9箇所に生涯学習市民センターが所在しています。 市域によっては、拠点施設への交通アクセス面において課題があることから、拠点施設とそれぞれの文化施設が連携を図ることで、地域における文化芸術振興を進めていく必要があります。

#### <施設の老朽化や機能不足>

市民会館は、施設及び設備の老朽化だけでなく、バリアフリーの問題や大・小ホールについては音響や舞台機能が不十分であるなど、ホールとしての機能不足の問題もあり、新たな拠点施設である(仮称)総合文化芸術センターの整備に向け取り組んでいるところです。

また、本市には、市民ギャラリーなど創作発表を行う機能はありますが、優れた 美術作品を鑑賞できる機能や、美術作品などを保存し、調査研究を行う機能が不足 しています。

なお、市内9箇所の生涯学習市民センターは、開館から30年以上経過している施設もあり、順次、施設の改修を行っていく必要があります。

#### <次世代への文化芸術の継承>

地域の歴史として蓄積される文化芸術は、魅力あるまちづくりには欠かせない要素であることから、本市において培われてきた文化芸術活動の成果を次世代に継承し、発展させることも重要です。こうしたことから、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備や環境づくりに取り組んでいく必要があります。

#### <特色ある文化芸術の創造>

市民の文化芸術活動は活発であるものの、誰もが枚方らしさを実感し、発信できるような、枚方のまちの特色を活かした文化芸術の創造が課題となっています。

また、特色ある文化芸術の創造により、まちの魅力が高まることで、流入人口の 増加や定住促進につながる効果が期待されます。



名誉市民・森繁久彌生誕 100 年記念事業



枚方宿ジャズストリート

### 第3章 目指すまちの姿と文化芸術振興の基本的な考え方

#### 1 目指すまちの姿

本市の文化芸術を取り巻く現状や課題などを踏まえ、第5次枚方市総合計画の施 策目標である「誰もが文化芸術に親しみ、学び、感動できるまち」の実現に向け、 文化芸術の振興を通じた3つのまちの姿を目指します。

### 文化芸術活動を通じて交流するまち

・子どもたちや若い世代、高齢世代など様々な年代の市民が、市内の身近な場所において文化芸術にふれ、気軽に活動に参加し、交流することで、いきいきとした日々を過ごせる「まち」を目指します。

### 文化芸術を育み、発信するまち

・いきいきと文化芸術を育むことで、喜びや生きがいを見い出し、本市の文化芸術を全 国へ発信できる「まち」を目指します。

### 文化芸術が継承される基盤の整った魅力あるまち

・様々な文化芸術に関わる優れた取り組みや作品を未来に向けて継承・発展させる基盤を整え、市民のふるさと意識や愛着(シビックプライド)が強い「まち」を目指します。

#### 2 文化芸術振興の基本的な考え方

本市において3つの目指すまちの姿を実現するため、以下の基本的な考え方に基づき、文化芸術振興施策に取り組みます。

なお、本計画では、文化芸術の範囲として、芸術、メディア芸術、伝統芸能、生活文化を中心に取り組むものとします。

### (1) 人が結びつく豊かな地域社会の実現に向けた文化芸術の振興

文化芸術の振興は、人々の心に潤いを与えるだけでなく、多様性を受け入れる豊かな社会の実現にもつながることから、まちづくりにおいて普遍的で重要な要素の一つです。

加えて、本市においても少子高齢化や核家族化が進展する中で、人と人のつながりを育み、結びつきのある地域社会、多文化共生社会の実現が求められています。

こうしたことから、あらゆる世代の人が身近なところで様々な文化芸術に触れる機会の創出や、文化が異なる社会や地域、国などを超えた交流等により、誰もがいきいきとした生活をおくることができるような環境づくりに取り組んでいきます。

また、子どもたちが文化芸術に触れることにより、多様な個性や能力を開花させるだけでなく、他者と共感し合い、お互いを理解する心を育むことにもつながることから、学校教育との連携を強化し、文化芸術に関わる様々な体験ができる機会の充実に向け、取り組んでいきます。

#### (2) まちの魅力を創出し、まちへの愛着を深める文化芸術の振興

本市の特色を活かした新たな文化芸術を創出することや、本市で長年培われてきた合唱や吹奏楽、演劇、人形劇、美術創作などプロ・アマを問わない市民の主体的な文化芸術活動が継続できる環境を整え、広く発信することは、市民のふるさと意識の醸成やまちへの愛着を育むことにもつながります。

文化芸術を今後も継続してまちづくりに活かしていくために、市が積極的にコーディネート役を担うなど、本市の特色を活かした文化芸術を育み、次の世代に伝えていくことができる環境づくりに取り組んでいきます。

### 第4章 文化芸術振興施策

### 1 施策の体系

文化芸術振興の基本的な考え方を踏まえ、文化芸術を通じた目指すまちの姿の実現に向けて、枚方市文化芸術振興条例第7条に掲げる基本施策を総合的に実施するため、以下の体系に基づき、具体的な文化芸術振興施策を推進します。

<施策の柱> <基本的な施策> 文化芸術活動を 1) 市民の文化芸術活動の機会の充実 通じて交流するまち 2) 子どもや若い世代の文化芸術活動の機会の充実 3) 学校教育における文化芸術活動の機会の充実 4) 障害者等が活発に文化芸術活動を行うことができる環 5) 国内及び国外の文化芸術活動を行うものとの連携及び 交流 1) 文化芸術に対する市民の関心及び理解を深めるための 文化芸術を育み、 普及啓発 発信するまち 2) 特色ある文化芸術の創造に対する支援 3) 文化芸術の振興に関し功績があったものに対する顕彰 4) 事業者、大学及び団体等が行う文化芸術に関する地域 貢献活動の促進 1) 文化芸術活動の拠点施設の整備及び活用 基盤の整った魅力あるまち 2) 文化芸術活動の拠点施設における専門的能力を有する 者の確保及び育成 3) 地域における文化芸術の振興を支える人材の育成 4) 文化芸術に関する情報の収集、蓄積及び発信

### 2 施策推進における基本理念

文化芸術振興施策は、枚方市文化芸術振興条例第2条に掲げる6つの基本理念に基づき推進します。

- ★ 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の 生まれながらの権利であることに鑑み、誰もが等しく文化芸術に親しむこと ができるような環境の整備を図るものとします。
- ② 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行うものの主体性及び創造性を尊重し、並びにその価値観の違いを理解し、及び尊重するものとします。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の先駆性、革新性及び多様性を理解し、及び尊重するものとします。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、枚方で培われてきた文化芸術を市民の財産 として継承するとともに、新たな特色ある文化芸術の創造が促されるよう配 慮するものとします。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、市民、芸術家、事業者、大学、団体等及び 市が相互に連携することにより文化芸術活動が行われるよう配慮するものと します。
- **ó** 文化芸術の振興に当たっては、市民の意見が反映されるよう配慮するもの とします。

### 3 基本的な施策と取り組みの方向性

### 施策の柱 I 文化芸術活動を通じて交流するまち

I 文化芸術活動を通じて交流するまち



### 市民の文化芸術活動の機会の充実

文化芸術は、生活に喜びや生きがい、明日への希望を与え、また、分らしさや個性、感情などを自由に表現できる寛容さがあります。

こうしたことから、市民がより文化芸術活動を行いやすく、継続した活動ができる 環境を整えるとともに、積極的に文化芸術を楽しむことができる機会を作っていく必 要があります。

また、市民が活発に文化芸術活動を行うことにより、子どもや若い世代、高齢世代など、様々な世代間のつながりや人と地域社会との結びつきがうまれ、まち全体も活気づき、魅力あるまちづくりへとつながります。

### 取り組みの方向性

■市民の積極的な文化芸術活動を支援し、世代間や地域社会での交流を深め、活動の場を広げます。

- 〇文化芸術活動の拠点施設(現市民会館・(仮称)総合文化芸術センター)での優れた文化芸術事業の実施
- 〇地域の文化芸術活動を支える施設(生涯学習市民センターなど)での地域の特性 に応じた文化芸術事業の実施
- ○市民が創作・練習し、発表する場の提供や発表に伴う相談・助言などのサポート の実施
- ○文化芸術の交流促進に関する支援
- ○文化芸術振興に係る基金制度の活用

2

### 子どもや若い世代の文化芸術活動の機会の充実

文化芸術は、子どもや若い世代の豊かな感性や創造性、人間性を育むものであることから、成長の過程において重要な要素の一つであると捉えています。

また、主体的に文化芸術活動を行うことができるよう、自ら創作し、発表する機会を充実させることは、次世代を担う子どもたちの意欲と才能を伸ばすことにもつながることから、重要な施策といえます。

こうしたことから、子どもや若い世代が、音楽や演劇、美術、伝統芸能などの文 化芸術を身近に感じ、触れることのできる取り組みを積極的に進めていく必要があ ります。

### 取り組みの方向性

- ■子どもや若い世代が優れた文化芸術を鑑賞し、体験する機会の充実により、子どもたちの感性や想像力を育みます。
- ■子どもや若い世代が自ら積極的に文化芸術を創作し、発表する機会の充実を図る ことで、子どもたちのやる気や励みにつなげます。
- ■子どもや若い世代を対象とした市民の文化芸術に関する活動を支援します。

- 〇子どもや若い世代を対象にした鑑賞事業や体験・参加型ワークショップ事業の 実施
- ○未就学児が参加できる文化芸術事業の実施・支援
- ○文化芸術公演等における子どもや若い世代に対する料金等の優遇措置
- 〇子どもや若い世代が創作・活動し、その成果を発表する機会の創出
- 〇子どもや若い世代を対象とした文化芸術事業を実施する団体等への支援

3

## 学校教育における文化芸術活動の機会の充実

学校は、子どもたちが学びの中で等しく文化芸術に触れ、感動を共有できる場で もあります。学校教育において取り組む文化芸術活動により、子どもの発想力や表 現力、コミュニケーション能力などが育まれます。

また、子どもたちにとって、学校での文化芸術体験は、文化芸術への関心を高め、 後の自発的な文化芸術活動への参加の動機付けにもつながることから、重要な施策 といえます。

### 取り組みの方向性

- ■学校と連携し、文化芸術活動の拠点施設(現市民会館・(仮称)総合文化芸術センター)で、優れた文化芸術を鑑賞し、伝統文化等に対する理解を深める機会の 充実に取り組みます。
- ■学校において、学年に応じた文化芸術に関する体験学習等を実施し、文化芸術教育の充実に取り組みます。
- ■芸術家等と学校や学校を支える団体との連携に対し、必要な協力や支援を行います。

- 〇文化芸術活動の拠点施設(現市民会館・(仮称)総合文化芸術センター)での芸 術鑑賞会の開催
- ○学校へのアウトリーチ公演による鑑賞事業や体験学習の実施
- ○授業等において自ら創作・活動した成果を発表する機会の創出
- 〇芸術家等と学校等との連携による芸術鑑賞会や体験学習の実施に対する連携支援



### 障害者等が活発に文化芸術活動を行うことができる 環境の整備

障害者や高齢者、子育て中の保護者などの中には、文化芸術活動を行う上で何らかの配慮が必要となる場合があります。そのような状況を踏まえ、自らの感性や創造性を発揮し、積極的に文化芸術活動を行い、その活動を通じて他者との交流を深めることができるような環境を整える必要があります。

また、配慮が必要な方の声を聞くことも大切であるため、より文化芸術活動に参加しやすく、積極的に楽しんでいただけるよう、ニーズを把握する必要があります。

### 取り組みの方向性

■障害者や高齢者、子育て中の保護者などで配慮が必要な方など、誰もが活発に文化芸術活動を行い、その活動を通じた交流を行うことができる環境を整え、ニーズの把握に努めます。

- 〇障害者や高齢者、子育て中の保護者などが参加しやすい鑑賞事業や体験・参加型ワークショップ事業の実施
- ○福祉施設や病院等へのアウトリーチ事業の実施
- ○障害者や高齢者、子育て中の保護者などが自ら創作・活動した成果を発表する機 会の創出
- ○文化施設の状況に応じたバリアフリー化の検討の推進
- (仮称)総合文化芸術センターにおいて小さな子ども連れの方や障害者が気軽に 鑑賞できる諸室や設備の設置



### 国内及び国外の文化芸術活動を行うものとの連携 及び交流

他の劇場・音楽堂等との連携や海外の芸術家の招聘などは、優れた文化芸術に触れる機会の充実や新たな文化芸術の創造にもつながり、文化芸術の振興に不可欠です。

また、音楽や演劇、美術など様々な分野の文化芸術団体が連携、交流を行うことで、より市民の文化芸術活動が活性化することが期待されます。

本市では、国内外都市と友好都市提携を行っており、文化芸術を通じた相互交流は、都市交流を深めるとともに、市民の国際文化理解にもつながります。

### 取り組みの方向性

- ■他都市の文化施設との連携により創造発信事業や優れた鑑賞事業に取り組み、より効率的、効果的に事業を実施します。
- ■様々な分野の文化芸術団体の相互交流を促進します。
- ■文化芸術を通じた友好都市交流に取り組み、都市交流や国際文化理解を深めます。

- ○他都市の文化施設との連携による共同制作・巡回公演等の実施
- ○海外の優れた芸術家を招聘した文化芸術事業の実施
- ○市民文化芸術祭の開催などによる文化芸術団体相互の交流の促進
- ○国内外の友好都市との音楽や絵画などの文化芸術を通じた相互交流の実施

### 施策の柱II 文化芸術を育み、発信するまち

Ⅱ 文化芸術を育み、発信するまち



### 文化芸術に対する市民の関心及び理解を深めるための 普及啓発

文化芸術に関心を持つ新たな市民を掘り起こし、積極的に文化芸術に触れ、担い 手となる市民の裾野を拡げることが文化芸術のさらなる振興につながります。文化 芸術への関心や触れる機会が少ない方に対して、文化芸術に触れる"きっかけ"を 提供することで、文化芸術に興味や関心を持つ人を増やしていく必要があります。

また、文化芸術を学び、体感することで、鑑賞力や表現力等が培われ、市民の文化力の向上につながることも期待されます。

### 取り組みの方向性

- ■気軽に参加できる様々な文化芸術を鑑賞する機会の充実を図り、市民の観たい、 聴きたい気持ちに働きかけます。
- ■公共施設などにおけるアウトリーチ活動により、意図せず文化芸術に触れ、楽しむことができる空間を作ります。
- ■文化芸術を学び、体感する機会を提供し、文化芸術に対する理解を深めます。

- 〇文化芸術活動の拠点施設(現市民会館・(仮称)総合文化芸術センター)で気軽 に参加できる多彩なジャンルの文化芸術事業の実施
- ○地域の文化芸術活動を支える施設(生涯学習市民センターなど)で気軽に参加で きる文化芸術事業の実施
- ○市民ニーズに応じた参加しやすい時間設定や料金設定
- ○公共施設のロビーなどにおけるコンサート等の実施
- ○解説付きの美術鑑賞や音楽鑑賞等の実施
- ○初心者向けの文化芸術に関する講座等の実施
- ○芸術家による体験・参加型ワークショップの実施

#### Ⅱ 文化芸術を育み、発信するまち

2

### 特色ある文化芸術の創造に対する支援

本市には、文化財などの歴史遺産や伝承文化が数多く残されています。宿場町の街並みや菊文化、七夕伝説など、地域資源を活かした特色ある文化芸術の取り組みや、これまで枚方になかった新たな特色ある文化芸術の創造を支援し、それらを発信することは、まちの魅力をさらに向上し、まちのアイデンティティの形成につながります。

本市では、音楽をはじめ、演劇、美術などプロ・アマチュアを問わない市民の文 化芸術活動が活発で、まちの大きな特色になっています。こうした特色ある文化芸 術の取り組みをこれまで以上に発展させていくことも重要です。

また、本市の文化芸術の軌跡を見つめなおし、その魅力や強みを再認識することは、「郷土ひらかた」の新たな魅力の再発見や文化芸術の創造にもつながります。

### 取り組みの方向性

■特色ある文化芸術の創造を支援することで、まちの魅力を創出し、市民のまちへの愛着を深めます。

- ○本市の歴史や風土、伝承文化などの地域資源を題材にした文化芸術事業の推進
- ○本市の特色である活発な文化芸術活動をさらに発展させるための取り組みに対する支援
- ○本市の新たな魅力となる文化芸術の創造に対する支援
- ○オルタナティブスペース(施設本来の目的ではなく、文化芸術のために使用する スペース)を活用した創造に対する支援

#### Ⅱ 文化芸術を育み、発信するまち

3

### 文化芸術の振興に関し功績があったものに対する顕彰

文化芸術の振興に関する顕彰制度は、文化芸術の功労者や芸術家等にとって、その活動に対する誇りや意欲を高めるとともに、今後の活動への励みとなります。

また、受賞者の活動を広く発信することにより、本市の文化芸術に対する市民の 理解が深まり、まちへの誇りや愛着の醸成にもつながります。

### 取り組みの方向性

■文化芸術に関し功績があった人や優れた文化芸術活動を行っている芸術家等に対して顕彰を行い、奨励するとともに、その活動を広く発信します。

- ○市民文化賞による顕彰の推進
- ○功労賞や奨励賞などの新たな顕彰制度の創設
- ○受賞者に発表する機会を提供するなど、成果の披露等を通じた市民への還元

#### Ⅱ 文化芸術を育み、発信するまち



### 事業者、大学及び団体等が行う文化芸術に関する 地域貢献活動の促進

地域社会を構成する一員である事業者や大学、団体等が、文化芸術を通じ、積極的に地域へ関わりを持つことが、地域における文化芸術の振興や、ひいてはまち全体の文化芸術の振興につながります。

事業者等による文化芸術を通じた地域貢献活動が促進されることにより、市民の 文化芸術に触れる機会の創出や拡充にもつながります。

### 取り組みの方向性

- ■事業者や大学、団体等が行う文化芸術活動支援(メセナ活動)に対する機運を高めます。
- ■事業者や大学、団体等と連携し、新たな魅力づくりや魅力ある文化芸術事業に取り組みます。
- ■学園都市ひらかたの特色を活かし、市と大学が連携した取り組みを推進します。

- ○事業者や大学、団体等による文化芸術活動支援への働きかけ
- ○事業者や大学、団体等による文化芸術活動支援に関する情報提供
- 〇市と事業者、大学、団体等と連携した文化芸術事業の実施
- ○大学など教育研究機関等と連携したアートマネジメント<sup>∞</sup>等の人材の育成
- ○市と市内の大学が連携した文化芸術事業の実施
  - ※ アートマネジメント:芸術と社会をつなぐ役割を果たす活動の総称をいう。文化芸術公演や展覧会の開催、ホール等の施設の管理運営など。

### 施策の柱皿 文化芸術が継承される基盤の整った魅力あるまち

Ⅲ 文化芸術が継承される基盤の整った魅力あるまち



### 文化芸術活動の拠点施設の整備及び活用

本市の文化芸術活動の拠点施設である枚方市市民会館は、築40年以上が経過し、建物や設備が老朽化している状況や、ニーズに対応した施設機能が不十分であることから、新たな文化芸術活動の拠点施設として、(仮称)総合文化芸術センターの整備を進めています。

文化芸術の振興を効果的に行うためには、拠点施設となる(仮称)総合文化芸術センターを活用し、充実した施設運営を行うとともに、(仮称)総合文化芸術センターを中心に、地域の活動を支える施設である生涯学習市民センターなどと連携した取り組みが求められています。

また、博物館法を踏まえた美術館は、教育の充実の観点からも大切な施設であり、 子ども達のふるさとへの愛着を育み、まちの魅力を高める施設であることから、そ の必要性など考え方について整理する必要があります。

### 取り組みの方向性

- (仮称)総合文化芸術センターを整備し、文化芸術活動の拠点施設として活用するとともに、生涯学習市民センターなどの地域の文化芸術活動を支える施設との連携により効果的な事業運営を行います。
- ■市所蔵の美術工芸品を保存・公開等を行う観点を踏まえて、美術館を含む本市の 美術施策の推進に関する基本的な考え方をまとめます。

- 〇(仮称)総合文化芸術センターを整備し、拠点施設を活用した魅力的な事業の 推進
- 〇拠点施設である(仮称)総合文化芸術センターと地域の文化芸術活動を支える 施設(生涯学習市民センターなど)との連携による効果的な事業の実施
- ○文化芸術事業を支える市民ボランティア登録制度の創設
- ○幅広い市民ニーズに対応した施設運営
- ○美術施策の推進に関する基本的な考え方の策定

#### Ⅲ 文化芸術が継承される基盤の整った魅力あるまち



# 文化芸術活動の拠点施設における専門的能力を有する者の確保及び育成

文化芸術活動の拠点施設となる(仮称)総合文化芸術センターは、「劇場、音楽 堂等の活性化に関する法律」に基づき運営する施設となり、市民や芸術家、他の文 化施設との連携、質の高い事業の企画・実施など、効果的な施設運営を行うなど、 本市の文化芸術を振興する上で中心的な役割を果たすことが期待されています。

こうしたことから、文化芸術公演の企画や市民の文化芸術活動への支援、舞台技術、アートマネジメントなどに関する専門的能力や知識を有する職員の配置や人的体制の構築が必要となります。

### 取り組みの方向性

- (仮称)総合文化芸術センターにおいて、文化芸術事業を行うために必要な専門 的能力や知識を有する者の確保・育成に努めます。
- ■他都市で優れた施設運営を行う文化施設と連携した研修等の実施により、(仮称)総合文化芸術センターの運営に携わる職員の資質向上に努めます。

- 〇(仮称)総合文化芸術センターの運営や事業を支える専門性を有する人材の配 置
- ○将来の施設運営を担う専門性を有する人材の育成とそのノウハウの蓄積
- ○他都市の文化施設と連携した相互研修や派遣型研修の実施

#### Ⅲ 文化芸術が継承される基盤の整った魅力あるまち



### 地域における文化芸術の振興を支える人材の育成

市民と芸術家、市民と文化施設をつなぎ、文化芸術事業の企画やプロデューサーなどを担う人材は、より活発な市民の文化芸術活動の推進にあたり大きな役割を果たすことから、地域において様々な形で文化芸術の振興を支える人材を育てていく必要があります。

また、芸術家の芸術的専門性を活かした活動は、地域の文化芸術を牽引し、地域における文化芸術活動の活性化にもつながります。

### 取り組みの方向性

- ■市民と芸術家や文化施設をつなぎ、地域において様々な形で文化芸術の振興を支える人材を育成します。
- ■将来を見据えた文化芸術の振興に向け、芸術家を発掘し、育成に関する支援を行います。

- ○市民を対象とした人材育成支援講座や体験・参加型ワークショップの開催
- ○文化芸術事業を支える市民ボランティアの育成
- ○人材育成と連動した活躍の場の創出
- ○市内在住や枚方市ゆかりの芸術家の活動調査研究による情報の蓄積と活用
- ○市内在住芸術家の公演や展覧会の開催など発表の機会の提供
- ○若手芸術家の施設使用時における優遇措置の検討

#### Ⅲ 文化芸術が継承される基盤の整った魅力あるまち



### 文化芸術に関する情報の収集、蓄積及び発信

文化施設における公演や展覧会などの開催情報、市内で活動する文化芸術団体の情報、文化芸術に関する公的支援の情報などは、市民が活発に文化芸術活動を行う上で必要な情報と言えます。加えて、本市において培われてきた歴史文化も次の世代へ伝えていかなければならない大切な情報の一つと言えます。

近年、多様な情報発信手段が発達し、SNSなどインターネットを媒体とした情報発信ツールが定着してきていますが、従来からの紙媒体も重要な情報発信ツールとして活用されています。情報の入手手段は、人によって様々であることから、効果的に情報を届けるためには、多様な情報発信ツールの活用が求められています。

※ SNS: 人と人とのつながりを促進し、サポートするコミュニケーション型の WEB サイトをいう。

#### 取り組みの方向性

- ■文化芸術に関する各種情報を積極的に発信し、市民や文化芸術団体とそれらの情報を共有します。
- ■本市で培われた文化芸術や本市ゆかりの美術作品等を次世代へ引き継ぐという観点を踏まえ、継続的な研究・保存・公開に取り組みます。
- ■市民ニーズに応じた多様な情報発信手段により、効果的に情報を届けます。

- ○本市ゆかりの美術作品や関連資料の研究・保存・公開
- 〇各種情報(コンサートや展覧会の開催情報など文化芸術活動に役立つ情報等)や \*\* 作品・関連資料のアーカイブ化と活用
- ○市民や文化芸術団体等からの情報収集や情報交換による共有化
- ○文化芸術に関するポータルサイト (様々な情報を入手できる入口となるウェブサイト) の整備・発信
- ○広報ひらかた、チラシ、ポスターなど紙媒体の活用
- 〇ホームページ、ツイッター、フェイスブックなど多様な情報発信ツールの活用
  - ※ アーカイブ化:資料を集積し、記録保管することをいう。

### 第5章 計画の推進

本計画の推進に当たっては、計画に基づく施策の取り組み状況について、庁内委員会において把握・点検するとともに、市民や学識経験者、専門家などで構成する「枚方市文化芸術振興審議会」において、計画内容の進捗状況の確認を行います。

#### (1)計画の見直し

本計画の期間は、平成29年度から概ね10年間とし、計画期間の中間年度であり、 (仮称)総合文化芸術センターが開館し、本格的に稼動予定の年である5年目(平成33年度)に基本的な施策の取り組みの方向性に係る主な取り組みを中心に検証を 行い、見直しを実施します。

なお、本計画の遂行期間内においても、社会情勢や市民ニーズなどの変化等を考慮し、必要に応じて見直しを実施します。

### (2) PDCAサイクルによる計画の進捗管理

本計画を効果的に実践していくため、PDCAサイクル(Plan:計画〔文化芸術振興計画の策定〕、Do:実行〔取り組みの実施〕、Check:評価〔取り組みの検証〕、Action:改善〔取り組みや計画の見直し〕)による適切な進捗管理を行い、文化芸術振興を継続的に進めていきます。



# 参考資料

1	枚方市文化芸術振興審議会委員名簿30
2	枚方市文化芸術振興審議会審議経過31
3	枚方市文化芸術振興条例32
4	文化芸術振興基本法 ······36
5	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

### 1 枚方市文化芸術振興審議会委員名簿

(委員名は五十音順・敬称略)

	氏 名	所 属
会長	林 伸光	兵庫県立芸術文化センター ゼネラルマネージャー
副会長	佐藤 友美子	追手門学院大学 地域創造学部 地域創造学科 教授
委員	木﨑 学	小学校校長会(招提小学校校長)
委員	近藤 孝	大東楽器株式会社 地域営業部 部長
委員	進藤 愛実	市民委員
委員	所 めぐみ	関西大学 人間健康学部 教授
委員	中神 謙一	Office STN 代表
委員	古川龍正	大阪府立枚方津田高校教諭
委員	古野・恵美子	市民委員
委員	吉富 聡	株式会社ソウ・ツー 執行役員・不動産事業本部 不動産企画部 部長

### 2 枚方市文化芸術振興審議会 開催経過

開催日		審議内容
平成 27 年 3月 25 日	平成 26 年度 第1回	・枚方市文化芸術振興計画の策定について(諮問) ・枚方市文化芸術振興計画策定に係るスケジュール について ・枚方市の文化芸術の概況等について
5月29日	平成 27 年度 第1回	・枚方市文化芸術振興計画に盛り込む項目について
8月6日	平成 27 年度 第2回	・枚方市文化芸術振興計画に盛り込む具体的項目に ついて
平成 28 年 1月 22 日	平成 27 年度 第3回	・総合文化施設整備の方向性について(報告)
8月3日	平成 28 年度 第1回	・枚方市文化芸術振興計画に盛り込む具体的内容に ついて
9月1日	平成 28 年度 第2回	・枚方市文化芸術振興計画に盛り込む具体的内容に ついて
10月28日	平成 28 年度 第3回	・枚方市文化芸術振興計画(素案)について ・市民への意見聴取の実施について
12月1日~20日	市民意見聴取	・枚方市文化芸術振興計画(素案)に関する市民意 見聴取の実施 (平成 28 年 12 月 17 日に市民説明会開催)
平成 29 年 1月 27 日	平成 28 年度 第4回	・市民等への意見聴取結果と文化芸術振興計画の修 正(案)について
2月3日	答申	・枚方市文化芸術振興計画の策定について(答申)

## 3 枚方市文化芸術振興条例

平成26年3月27日 条 例 第 20号

私たちのまち枚方は、京都、大阪、奈良の中間に位置し、古くから豊かな文化を育んできた。古代には、百済王氏が移り住み、異国文化の彩りを添え、平安期には、渚院が和歌の舞台となり、江戸時代には、宿場町として賑わい、もてなしの文化が培われた。近代には、鉄道事業者により大阪美術学校が誘致され、多くの芸術家を輩出してきた。戦後、ベッドタウンとして飛躍的に発展する中で、プロやアマチュアを問わず、市民が自ら文化を享受したいという活動が活発化し、市は、文化施設の整備や普及事業の実施、市民活動の支援などを行い、市民とともに積極的に文化施策を展開してきた。また、多数の大学が所在し、学生が学び、暮らす学園都市を形成してきた。

このような背景のもと、枚方では、音楽をはじめ、演劇、美術など多彩な文化芸術活動が息長く継続され、それらの文化芸術活動は、枚方の誇りであり、まちの大きな特色となっている。

文化芸術は、人々の感性と創造性を育み、私たちの生活に喜びや生きがい、明日への希望を与えてくれる。また、自分らしさや個性、感情などを自由に表現できる寛容さがあり、 多様性を受け入れる豊かな社会を築くものであることから、市民にとって「居場所」となる大切な心の拠り所である。

枚方のまちの未来を展望した時に、人をつなぎ、人を育む文化芸術は、持続的に発展する魅力あるまちづくりにおいて普遍的で重要な要素である。そして誰もが身近に文化芸術に触れることのできる環境の実現に向けて、市と市民、芸術家、事業者、大学、団体等との連携による文化芸術を視点とした都市政策の推進が不可欠である。

ここに私たちは、まちの特色である市民の活発な文化芸術活動を礎として、このまちを 舞台に、市民一人ひとりが文化芸術活動の主役として、喜びと誇り、愛着を感じられるよ うな文化芸術に満ちあふれたまちを築き上げることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに市民、芸術家(文化芸術に関する創造的活動を行う者をいう。以下同じ。)、事業者、大学、団体等及び市の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する市の施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって喜びと活力にあふれ、生き生きとした魅力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

- 第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、誰もが等しく文化芸術に親しむことができるような環境の整備を図るものとする。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動(文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造し、及びこれを発信することをいう。以下同じ。)を行うものの主体性及び創造性を尊重し、並びにその価値観の違いを理解し、及び尊重するものとする。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の先駆性、革新性及び多様性を理解し、及び 尊重するものとする。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、枚方で培われてきた文化芸術を市民の財産として継承 するとともに、新たな特色ある文化芸術の創造が促されるよう配慮するものとする。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、市民、芸術家、事業者、大学、団体等及び市が相互に 連携することにより文化芸術活動が行われるよう配慮するものとする。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、市民の意見が反映されるよう配慮するものとする。 (市民の役割)
- 第3条 市民は、文化芸術に対する関心を深め、様々な活動を通じて、文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。
- 2 市民は、自らが文化芸術活動の主体として、その文化芸術活動を通じて相互に理解し、 尊重し、及び交流を深めるよう努めるものとする。

(芸術家の役割)

- 第4条 芸術家は、その有する活力及び創意をもって行う主体的な文化芸術活動を通じて、 文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。
- 2 芸術家は、文化芸術活動がまちづくりに寄与することを認識し、その知識及び技能の 教授その他の芸術的専門性を生かした活動を行うよう努めるものとする。

(事業者、大学及び団体等の役割)

- 第5条 事業者、大学及び団体等は、文化芸術に関する地域貢献活動を行うことにより、 地域社会の一員として、文化芸術を振興する役割を担うよう努めるものとする。
- 2 事業者、大学及び団体等は、文化芸術活動を行うものの支援に努めるものとする。 (市の役割)
- 第6条 市は、文化芸術活動を行うものの裾野の拡大その他の文化芸術の振興を図るため、 国及び大阪府と連携を図りながら、市の特性に応じた文化芸術の振興に関する施策を総 合的に策定するとともに、その実施に必要な体制を整備するよう努めるものとする。

2 市は、地域における人材、情報等の資源の活用を図ることにより、文化芸術を生かし たまちづくりを進めるものとする。

(基本施策)

- 第7条 市は、文化芸術を振興するため、市民、芸術家、事業者、大学及び団体等と連携 を図りながら、次の各号に掲げる事項について必要な施策を講じるものとする。
  - (1) 文化芸術に対する市民の関心及び理解を深めるための普及啓発
  - (2) 文化芸術に関する体験学習の実施その他の学校教育における文化芸術活動の機会の 充実
  - (3) 子どもや若い世代が豊かな感性、創造性及び人間性を育むための文化芸術活動の機会の充実
  - (4) 障害者等が活発に文化芸術活動を行うことができる環境の整備
  - (5) 文化芸術活動の機会の充実並びに文化芸術活動の拠点施設の整備及び活用
  - (6) 特色ある文化芸術の創造に対する支援
  - (7) 文化芸術活動の拠点施設における文化芸術に関する事業を行うために必要な専門的能力を有する者その他文化芸術の振興を支える人材の確保及び育成
  - (8) 事業者、大学及び団体等が行う文化芸術に関する地域貢献活動の促進
  - (9) 国内及び国外の文化芸術活動を行うものとの連携及び交流
  - 10) 文化芸術に関する情報の収集、蓄積及び発信
  - (11) 文化芸術の振興に関し功績があったものに対する顕彰

(文化芸術振興計画)

- 第8条 市長は、前条に規定する基本施策を総合的に実施するため、枚方市文化芸術振興 計画(以下「振興計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市長は、振興計画を策定し、又は変更するときは、次条第1項に規定する審議会及び 市民の意見を聴かなければならない。

(文化芸術振興審議会)

- 第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として枚方市文化芸術振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、及び答申し、並びに市長に意見を述べるものとする。
  - (1) 振興計画の策定及び変更に関すること。
  - (2) 文化芸術の振興に係る重要事項に関すること。
- 3 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 学識経験を有する者
  - (2) 文化芸術に関する専門的知識を有する者
  - (3) 公募による市民
  - (4) 前3号に掲げる者のほか、審議会の担任事務に関し市長が適当と認める者
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営については、枚方市附属機関条例 (平成24年枚方市条例第35号) 第2条から第10条までの規定を準用する。

附則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

### 4 文化芸術振興基本法

(平成十三年十二月七日) (法律第百四十八号)

前文

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針(第七条)

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策 (第八条―第三十五条)

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を 行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを 尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、

文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

- 第二条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重され なければならない。
- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されると ともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければ ならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるよう な環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の 発展に資するものであるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の 措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

- 第七条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振 興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項そ の他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければな らない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術(次条に規定するメディア芸術を除く。)の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用 した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図るため、メディア芸術の製作、 上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝

統芸能」という。)の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずる ものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化(茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。)、国民 娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。)並びに出版物及びレコード等の普及を 図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術(以下「文化財等」という。)の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援 その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の 公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能(地域の人々によって行われ る民俗的な芸能をいう。)に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとす る。

(国際交流等の推進)

- 第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の 保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、 文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者(以下「芸術家等」とい う。)の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機 会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

- 第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化 芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。 (国語についての理解)
- 第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解 を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な 施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する 日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日 本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文 化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施 策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する 体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体(以下 「文化芸術団体」という。)による学校における文化芸術活動に対する協力への支援そ の他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、 自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸 術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文 化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の 必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然 的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を 図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は 民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要 な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

- 第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸 術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等の間の連携が図られるよう 配慮しなければならない。
- 2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した 者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性 及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これ を十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性 に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

## 5 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

(平成二十四年六月二十七日) (法律第四十九号)

前文

第一章 総則(第一条—第九条) 第二章 基本的施策(第十条—第十六条)

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの 時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて 整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、 人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆を形成するため の地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を 取り巻く社会的状況等にかかわりなく、全ての国民が、潤いと誇りを感じることのできる 心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音 楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいうべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産で もあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、 今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を 講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的 に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術振興基本法(平成十三年法律第百四十八号)の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの(他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。)をいう。
- 2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統 芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

- 第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。
  - 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。

- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社 会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業(前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。)を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家(以下「実演芸術団体等」という。)は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

- 第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者(次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。)並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、

劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

- 第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術 上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を 講ずるものとする。
  - 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
  - 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者(次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。)が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとと もに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行 う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

- 第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図る ため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加 し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる 施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等に おいて行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

 劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

- 第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国 民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ず るものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解 を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

- 第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。 (劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)
- 第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽 堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
- 3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これ を公表するものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

# 枚方市文化芸術振興計画

発行年月/平成29年3月

発 行/枚方市

編 集/枚方市産業文化部文化生涯学習室

〒573-8666 大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話:072-841-1409 FAX:072-841-1278

E-mail: s-gakusyu@city.hirakata.osaka.jp